

特定非営利活動法人 公共の交通ラクダ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人公共の交通ラクダと称する。（略称をRACDA という。）

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の立場から、①人と環境にやさしい交通の未来を考え、
②路面電車、LRT（新世代公共交通システム）など利用しやすい公共交通システムの未来を考え、③誰もが安心安全な移動を享受でき、歩行者にとって快適な街づくりをめざし、④社会的に弱い立場の人々の「移動する権利」を支援し、⑤岡山から未来と世界に向け、21世紀のモデルとなるような地方都市づくりをめざし、上記の各目標の実現のために公共交通の活性化を図るための事業を行い、もって持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 公共の交通を充実させるための、公共交通をツールとしたまちづくり、公共交通の拡充・活性化、自転車の有効利用の推進、公共交通に関する調査、企画、調整、仲介等の諸事業
- (2) 地球温暖化防止に関する諸事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同する者は、会員として入会することを申し込むことができる。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前

に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員等

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事および監事は、総会において正会員の中から選出する。

- 2 会長および副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に關し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。職員は、理事が兼ねることができる。

2 職員は、会長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人に、理事会の承認をもって、顧問を置くことができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (2) 事業報告および活動決算
- (3) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (4) 年会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および解散したときの残余財産の処分
- (7) 合併
- (8) 予算をもって定めるもの以外の借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担または権利の放棄
- (9) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載し

た書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による招集の請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から会長が指名する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した（委任状による出席を含む。）正会員の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した（書面による表決権の行使および委任状による出席を含む。）正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使するか、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、前条第 1 項および第 2 項、次条第 1 項第 2 号および第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席した正会員の数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされる日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織および運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長または会長が指名する理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した（委任状による出席を含む。）理事の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条、前条第1項および第2項、および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席理事数および出席者氏名（書面表決者または表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 46 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 48 条 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の

負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散、および合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席（書面による表決権の行使および委任状による出席を含む。）した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類及び当該事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人または法第 11 条第 3 項に掲げる法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席（書面による表決権の行使および委任状による出席を含む。）した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の三分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙名簿に掲げる者とする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 2 月 15 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる

額とする。

(1) 正会員

年会費 5,000 円

(2) 賛助会員

年会費 1 口 2,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人公共の交通ラクダ

(役名)	(氏名)
理事	岡 將男
同	上川 庄二郎
同	丹羽 英喜
同	石井 孝幸
同	加藤 俊明
同	金谷 啓紀
同	川端 康文
同	鈴木 和恵
監事	岡本 恵美子
同	山下 千草